

デザインの保護に関する裁判例の分析と 意匠法の改正について（下）



協和綜合法律事務所
弁護士・弁理士 白木 裕一

第1 はじめに

日本弁理士会関西会及び大阪弁護士会知的財産委員会は、意匠法の改正（以下「本改正」という。）を含む特許法等の一部を改正する法律が成立するに先立ち、2019年2月18日、「デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正」と題する共同研修会を開催した。

全3回にわたる本連載は、当該共同研修会の講演・パネルディスカッションの内容を整理・紹介するとともに内容を補足するものである。

すなわち、前々号において、内田誠弁護士がデザイン保護に関する近年の裁判例の分析を行った後、前号において、野村慎一弁理士が本改正の内容及び2019年4月26日に改定された意匠審査基準の紹介を行った。

本連載最後となる本稿においては、新たに意匠法の保護対象となった「空間デザイン」及び「画像デザイン」に関して、従来法制においてどのように法的保護が図られてきたのか、また、本改正によってデザイン保護に関し実務上いかなる影響が生じるかを中心に検討を行う（本稿のまとめという性質上、前々号と前号の内容が一部重複する部分があることをご容赦頂きたい）。

第2 空間デザインの保護

1 空間デザインに対する従来の法的保護

(1) 現行の意匠法による保護

現行の意匠法においては、意匠は「物品の形状等」と定義されており（意匠法2条）、「物品」は、有体物である動産を意味するとされている。そのため、土地に定着した建築物等の不動産は、物品とは認められず、意匠法による保護の対象外とされている。

また、現行の意匠法では、一意匠一出願の原則があるため、組物の意匠を除いて意匠登録出願は意匠ごとに行う必要があり、図面等において二以上の物品を表すことはできない（意匠法7条）。そのため、家具や什器の組合せや配置、建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾等により構成される内装については、一意匠一出願の要件を満たさず、組物にも該当しないため、現行の意匠法で保護の対象外とされている。

よって、現行の意匠法においては、建築物の外観（外装）デザイン及び内装のデザインのいずれについても意匠登録できず法的保護を図ることができない。

(2) 立体商標登録による法的保護

建築物の外観のうち、店舗外観は、理論上立体商標登録を行うことが可能である。現に、下記「店舗外観（外装）の立体商標登録例①」（文字あり）及び「店舗外観（外装）の立体商標登録例②」（文字なし）などは、店舗の外観につき商標登録がなされている。

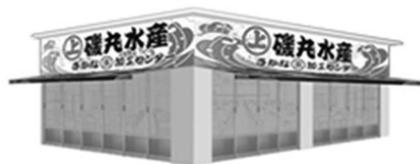
商標は、自他の商品・役務の出所を識別するための標識である以上、店舗の外観が立体商標として登録されるためには出所識別力を有することが必要である。店舗外観は、商品・役務の提供場所である店舗の機能・美観に資することを目的として採用されるものであり、また、同種の商品・役務を取り扱う店舗外観はある程度類似したものとならざるを得ず、需要者が店舗外観を商品・役務の識別や出所表示の手段として認識することも少ない。

店舗外観（外装）の立体商標登録例①

商標登録第5697448号



商標登録第6021151号

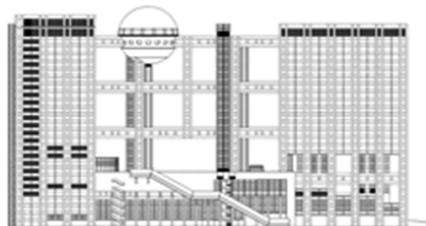


商標登録第5994143号

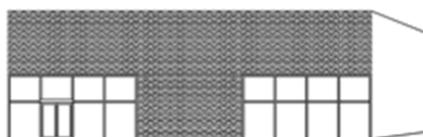


店舗外観（外装）の立体商標登録例②

商標登録第5764042号



商標登録第5916693号



商標登録第6091510号

